

参議院通商産業委員会(第八回継続)會議録第七号

昭和二十五年十一月十八日(土曜日)午前
十時五十分開会

本日の会議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件
(輸入古衣料に関する件)

○鉱業法案(内閣送付)

○採石法案(内閣送付)

○公聴会開会に関する件

○理事(結城安次君) それでは只今から委員会を開会いたします。

本日は昨日に引続きまして、古衣料に関する件について昨日の継続質問をいたします。

○島清君 ちよつと昨日に引続きましてお尋ねしたいのですが、古衣料の輸入の総量、現金だけの総額とそれから数量、それから業務局がそれを処分するに当つて全部処分されたのか、それとも残つたのかどうか。それから全部処分したとするならば金額的にはどうか。赤字を出したのか黒字を出したのか、ちよつと御説明を願いたいと思います。

○説明員(佐枝新一君) お答え申し上げます。古衣料の当初の契約によります輸入総額は点数におきまして七十九万九千八百九十六点でございます。船別に申上げましようか。

○島清君 いやいいです。

○説明員(佐枝新一君) 金額にいたしましてCIF価格が米価で百二十八万三千五百九十七ドル、それを三百六十円で換算いたしました四億六千二百九万五千四百円、こういうことでございます。

ます。業務局が引継ぎましたのは全部ではございません。この中一部分につきましては丸菱が通商局と契約を結びまして販売いたしましたので、私のほうで引継ぎましたのは合計七十五万三千六百三十三点、CIF価格にいたしまして百九十九万五千八百九十八ドル七十四セント、円に換算いたしました四億三千五百三十二万三千五百四十六円四十三銭、これだけを引継ぎまして現在殆んど全量を売却しておりますが、尙若干これは丸菱に一度委託ですが、何ですか、とにかく販売をしましていろいろ苦情がついて返品されましたものがまだ未整理でございます。それが約二万点残っております。その二万点を除きまして、あと全量を売却したわけでありまして、売りましての状況を申上げますと、全部で売りましての数量が七十三万九百七十七点、金額にしましては売拂金額であります。売拂金額が三億八千八百四十九万八千四百円、これで利益を上げたか損をしたかということでございますが、これは赤字が出ております。ただ赤字総額につきましては私のほうへ引取りましてからも倉庫保管料がつきまして、我々業務局のほうと業務局指定の倉庫各会社の間には九月までの契約がありまして、十月以降は倉庫保管料の若干の値引きを我々のほうから申し出てありまして、それが未決着でございます。正確な金額はまだわからない、こういう程度でございます。いま一つは丸菱通商のほうからこれはこの收支の滞りします貿易特

別会計を所管しております通産省通商振興局経理部のほうに手数料の要求がございまして、この手数料の査定についてまだきまらない点がありますので、従いまして最終的には数字は出ておりません。又今申上げました二万点ほど残っておりますものが、どう売れるかという点にも関連があります。併し一応今の残りの二万点につきましては、大体今までに拂下げましたと同じような関係で売れる。全量売れるという仮定の下に一応の推算をいたしました。只今申上げましたような数量で、私のほうで現実に売りましてのは三億八千八百四十九万八千四百円でございます。その残りの物も同様に売れるとしますと、大体四億四百二十二万四千三百七十六円、この程度には売れる。

その外にダドリアン会社に対してクレームを申立てまして、一万ドルのクレームの金額を取り……。これは三百六十万円、合せて四億七千八百八十二万四千三百八十二円、こうなります。ところが只今申上げましたように、私のほうに引取りました七十五万三千六百三十三点に対する金額は四億三千五百三十二万四千五百四十六円四十三銭、これに対して関税が一七・五%、七千五百三十四万一千六百二十四円六十銭……。

○島清君 その細かいことは後で資料を出して頂いて、簡単によろしいです……。

○説明員(佐枝新一君) それから現行の物は保管料、金利その他を入れました大抵二千七百二十六万六千四百九十

一元三千銭、合計しますと五億三千三百三十三万一千六百五十八円三十銭、これと今申しました四億七千八百八十二万四千三百八十二円、この差一億三千三百七十七万三千二百八十八円六十銭、これは私のほうに引継ぎましてから生じたもので大体損失であろうと予想されます。

○島清君 今は、その御説明の通り一億以上の赤字が出ておるわけですが、これについては適当に赤字を出さないような処置方法があつたのじやないか。例えばその処分の経過を私たちが見ておりますと、公入札という一面非常に公平に見える入札をしておりまして、併しながら一回目の入札は、どの何の入札でありまして、一回目というものは落ちるものが原則であります。通商局のほうでやりになりまして公入札というものは第一一回目が落ちておらん。今まで世間でやつております公入札とは非常に逆の方法が現われて来てる。そういう落ちる値段というものが或る一部の業者の方々に漏れていて、その一部の人がその公入札に参加しなかつたか、乃至はもつと安く落ちるのであるから何もしないで、値段を上げる必要はないのじやないかというふうな思惑があつたのではないかと……。

ある。と言ふのはそれを裏書するがごとくに、業務局の諸君が第一一回目に落ちなかつたときに、それは落ちないのは大物の諸君が参加してゐなかつたから落ちなかつたのだということを不用意にも漏らしておる。だからこの処分の経過について、一億以上の赤字を出しておるのでございますが、これはそういうふうな経過から見て防止することのできなかつた赤字であるかどうか。この公入札という問題は、一見非常に公平なように見えるけれども、こういつたような裏に業者とつうくで通じておつたようなことがないかどうか。こういうものは確信を持つてなかつたということが御答弁できるかどうか。

○説明員(佐枝新一君) その点は私は確信を持つてさうなことはなかつたと断言できると思ひます。第一回入札、第二回入札共に、大体業務局ではこれに限らず一般にそうでありまして、入札の最低価格を入札を開始するぎりぎり直前、場合によつてはこれはちよつといかんことでもありますけれども、もう札が入り始まつた頃に最高の主幹部だけで決定するということもあつたのであります。この両面ともこれは会計の帰属の関係がありますから振興局を入札して、両局の主幹部が入札の直前にきめましたもので、絶対にそれが漏れたということはないと信じております。今までの入札売却の経過を簡単に申上げますと、第一回入札は十月十日午前に行ひまして、直ちに開札して、更に同日午後三時から再入札をいたしました。大体七十五万点ほどのものを百三のロットに分けまして、これはこういうことまで申上げると本当に冗長になりますが、ダドリアンから輸入しました衣料の約七十五万点のう

ち、非常に需要のあると思われる男子用の外套、上着或いはズボン、こういうものが二十万点と、その他非常に需要が少いと思われる婦人用のスカートとか、ズボンとか、外套とか、こういうものであります。大体男子物がよく売れる、婦人物はどうも需要がない、こういうものであります。それを縦割りにしまして、各ロットとも男子物四、婦人物六という比率で百三三ロットに分けて、その百三三ロットのうち、第一回の入札で落ちましたものは三三三ロットであります。第一回の入札では百五十八名ほどの入札参加者がありまして、非常に盛況でございましたが、午前中に三三三ロット落ちまして、午後は殆んど入札する者がなかつた、再入札には入札する者がなかつたという状況であります。このフロア・ブライスに対する入札の単価を見ますと、平均しまして入札者の各ロットの最高のものが大体どのくらいまで行つておるかとお申しますと、大体六割であります、六割が入札者の最高でありまして、最低は二割六分であります。それ全部を平均しますと、大体三割六分、こういう結果になつております。大体こちらの所期しました原価のチャージを加えました単価に対して、平均しますと三割六分という入札であります。その入札には殆んど全国から参加しておりましたが、午前中開札しまして、その結果を見て午後は殆んど入札する者がなかつた、こういう状況でございました。それで引續いて今度はそのフロア・ブライスを公示しまして随意契約の受付をやりまして、これによつて約十六ロットほど随意契約の申込がありました。この際引續いて第二回入札をやる予定

でありましたから、第二回入札をやるという公告もいたしまして随意契約の申込を受けたのでございますが、早く物を引取つたほうがよいという希望の者がありまして、それが十六ロットほどあります。第二回入札ではこれは東京、大阪、両地区で同時にやりまして、再入札をやつたわけでありまして、大阪地区では全然入札参加者はございまして、東京地区では第二回目は再入札も合せましてやつと十六ロットであります。こういう状況でございまして、それで今申し上げました損失は、結局第二回入札に当りまして第一回入札の単価に比べて値引きをいたしまして、その結果勿論生じたものであります。それは第一回の入札より二割五分減らしてあります。これは結局第一回入札の状況のいろ／＼お話のよくな点も考慮いたしたのでございまして、まあ一部では四割くらい引かなければとてお断りなうというふうな話もありました。併し相当安く踏んで、いわゆる買叩くという気持ちもあるというところも考えました。併し何分にも非常に需要が多いと思われるものを極く一部に過ぎない、売れないものを結局政府がいままで持ち抱えてしまふというのを避けるためには、いわゆる組合せのロットで売らなければなりません、そうすると原価はこうであつてもやはり或る程度値引きしないと到底捌けないうことを判断しまして、関係者協議の結果、これも入札直前やつたのでありますが、入札は十時からでありましたが、その十時からやつて直ぐ計算したのであります。二割五分の値引きをどうするかどうかをきめてやりました。それで

十六ロットほど落ちまして、その後随意契約の申込を受けたことにして、ただこれについては各ロットによつて、ただこれは船別にロットを分けたわけでありまして、船によつて売り易いものが沢山入つておるものと、比較的少ないものとありまして、同一ロットに申込が重複する虞れがありましたので、毎日午後三時までにその日の随意契約申込を受けて見積り合せをいたしまして、その高いほうに落す、こういうふうにやりまして、やつと去る十一月十一日に全量随意契約を終つた、こういう状況であります。以上の経過によりまして御了承を願ひたいと思ひます。

○島清君 この処分の地域を開いて見ますと、東京と大阪の二ヶ地点でしか公入札をしておりませんが、なぜこれを全国的な広汎な地域において処分しなかつたのですか、その一点と、それから十月以降は多物が多いようございしますが、これは入つたのはやつと去年の暮から春頃でございします。春頃に入りまして衣料をなぞ十月まで持つておつて時期を失したのか、この二点をちよつとお答え願ひたい。

○説明員(佐枝新一君) 全国的にというあれでございしますが、結局物は東京の倉庫と横浜の倉庫だけにございします。で、入札する場合にロット分けをしまして下見をして貰ひ、見本を入札参加者にあらわして貰ひ、この入札者は全国からそれを見に来られるわけでありまして、先ず第一回は東京でやつて差支えなかつた、こういうわけが、二割五分の値引きをどうするかどうかをきめてやりました。それで、この

場合には或いは全国各通産局等でやられたかも知れません。先ず一番そういつた関係の多い大阪とそれから東京でやれば所期の目的を達するのじやないか、こう考へて二ヶ所をやつたわけでありまして、それと今一つはその二ヶ所、余り全国各地というふうにはできないのは、入札をやつて開札をするのに全国各地から開票の結果を持寄らなければなりません、そういうことは全国各地というのは少しく煩瑣ではないかという理由もあつたわけでありまして、それからいよいよこの販売をやりましたのが秋になつて十月から始めれば時期をやや失しておる、これはお話の通りであります。本来ならば七、八月にはやつておるべきでありまして、買入関係なり或いは小売業者も夏の七、八月頃に大体のものは仕入れ、もう秋には多少金融の点でも困る、そういう点は確かにあります。私共もできるだけ早くしよう、こう考へたのであります。昨日ちよつとお話申上げました全実務代行者という、迂余曲折を経て実務代行契約を取消し、現在を業務局で引取つて業務局の名前において倉庫に保存契約をする。その間時間を大分としまして十月からこの入札を始めた、こういうことになつておるのであります。

○島清君 僕は聞きたいことは沢山ありますけれども、どうも今日の委員会は午前中なので、そう沢山聞いておれませんが、非常に簡単にしなければならぬのは遺憾に思ひます。即ちあなたたちが通商局のほうで契約いたしました丸菱から無理やりこの契約を取上げてしまつて、それでやつたもつさやつておる間に非常に時期を失

したということが第一点。更に業務局の職員が、僕は名前を言つてどこでございしたといふことまで言つても構いませんが、併しながら国会の委員会で指名するのは本意ではございせんので、気の毒です。それから申上げませんが、非常に商売しようとしたのです。役人の域を脱しまして商売しようとしたのでございします。こういうことがある、お前たちで処分できないのならこれは朝鮮に持つて行つてもいいのだといつたようなことを放言されておるのです。どこで誰がどういふ人と会合しておる、いふことは僕は申上げてもいいのじやないかと思ひますが、気の毒だから遠慮します。そういうふうな慣れない商売をやろうとして非常に国家に迷惑、損害をかけたといふことが第二点。それから古衣料の諸君があなたたちのほうに請願書か陳情書みたいなものを出して、国家で輸入した趣旨に副つて処分する準備と用意があるといふことを、我々に意見を聞いてくれんかといふようなことを言つておるし、更に私のほうにも陳情者が来ておる。そういう諸君の、古衣料に対する経験というふうなものに対して、この処分の問題について利用しようとしなかつたといふことが国家に損害を與えた第三点。更に第四点は最終的には古衣料の諸君がこれを取扱うことは、国内法によりまして古物取締法というのがありますので、当然古物商の鑑札を持つておる者が扱わなければならぬ、併しながらロット扱いをしておる連中は大体ブローカー的な存在なんです。第一回目に三三三ロット落しております連中は、これは政府の古衣料というものが非常に安いからと言つ

て、従業員の中からも金を集めたので、これをどうしても取らなければ詐欺的行為になるというので、あわてて非常に高く引取つておる。これは非常に特殊な関係でございまして、三ロツト落ちておりますけれども、後の第三回目あたりからはブローカー的な人が取つておる、それが国家に損害を與えましたところの重要な点になつておるのであります。更に第五点は、三回目でございますか、四回目でございますか、私の疑いを裏書するがごとくに、第二回目か第三回目にはいわゆる保証金というものを置いて入札をしておる。ところが第四回目でございますか、保証金を置かないであなたたちは開札することを一日か二日延ばした。そういうところに要する落札する価格というものが業者を通じて、知られておつた。その業者というものはブローカー的な業者であつたという以上、この損害を與えたというのを私は開きたかつたのでありますけれども、時間がたつたのでございまして、そういうことにつきまして若し何か御答弁がございまして承わつてもよろしいのでございまして、私は以上の諸点をお聞きいたしまして、更にどういふ業者にとりう程度の数量が落ちたかというのを後で資料で御提出願いたいと思ひます。

○説明員(佐枝新一君) 簡単にお答え申上げます。私共の業務局の職員に役人の域を超えた不当な行動があつたというお話でございますが、これは是非一つ今後そういう事情がございましたら私に内々お話しきまして、私が監督者として善処する資料にさして頂きた

いと、こう考えております。それから保証金を置かないで入札したということ、これは絶対になんかと思ひます。入札は第一回と第二回だけでございまして、それからその入札に際しては必ず保証金は入れる。保証金を入れないものには入札をさせませんので、絶対になんかと思ひます。それから売買契約を結びます際にも必ず保証金は入れさしてあります。そこは何かお間違ひではないかと思ひます。それからお話を古衣料の業者の諸君は、私のほうにも陳情書を、恐らく同じ趣旨かと思ひますが、陳情書を出されて、いろいろお話を承りまして、又その組合の幹部の方々にロツト分けその他にございまして、十分業界の練達者としての知識経験を私共に活用されて頂いた。この点は感謝しております。ただいろいろ御希望もありましたけれども、まだ具体的に申上げるものもないと思ひますが、入札その他の手続、その他会計等を見まして、御希望には応じかねる点もございまして、一般公開入札と隨意契約という方針で、一般原則でやつて来た、こういうわけでありまして、それから丸菱商事との関係で、早くやるべきでございまして、遅くなつて時期を失した。これはその通りでございまして、これ又私合意の上、その実務代行契約を打切つて、業務局に引取つた。私のほうだけの独断では……、遺憾な点も多々ございまして、こういう結果になつたのであります。いすれにせよ、一億を超える損失が出まして、この点は私共が国家の会計に対して申訳ないと、こう考えておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○國務大臣(横尾龍君) 只今の私本當に古衣料のことについては全く知らないで申訳ございせん。いろいろ公団の物資の拂下げ、その他につきましては、世間の疑惑を招き、又逸脱したる行為のないように常に注意をいたし、又私の使命もそこにあると考えておりますが、お耳に入つたようなことがございまして、私も非常に幸いかと思ひます。殊に一億以上の損失を国家にかけたことに対しては、面目ない次第でございまして、そういう次第でございまして、今後は非教えて頂きたいと思ひます。

○理事(結城安次君) それでは鉱業法案、採石法案を議題といたします。尙この両法案は御承知のように第八国会の末期に提出せられ、目下継続審査中のものであります。まだ予備審査のものでございまして、両法案につきましては、提案理由の説明のみを聴取いたしましたので、政府との質疑応答は未だいたしてありません。併しすでに九州、東北、北海道の各関係地区を委員のかたに御視察願ひ、現地の状況、及び両法案に關する関係各方面の意見を聞かせられ、その報告が去る九月の二十七日、当委員会で行われております。又関係各業界から種々なる形式で陳情も参つておるものであります。これらの報告或いは陳情、乃至は提案の理由の説明を総合いたしました、両法案の極く総合的な問題点について、委員長が代表いたしました政府に質問いたし、両法案の審議の口火を切つたところが、今後の運営上便宜ではないかと思われま

【異議なしと呼ぶ者あり】

○理事(結城安次君) それでは私から政府にお尋ね申上げます。先ず鉱業法案についてでございますが、その第一点は本法案の立案過程についてであり、その立案に着手されたやに仄聞いたしておりますが、その間如何なる民主的な審議を経て来たものでありますか。その経緯について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(横尾龍君) 只今の委員長の御質問に対し概略お答えいたしました。お話の通り現行鉱業法の改正の問題が取上げられましたのは、終戦後間もなく二十一年であつたのであります。それで二十一年の初めに関係業者初め各方面の御意見を求めたのでございまして、更に同年十二月において勅令を以ちまして鉱業法令改正委員会を設置いたしました。學者、鉱業界の代表、農林業界代表、関係各省の職員等を委員といたしまして、翌二十二年から今後の鉱業法のあり方について慎重に審議を重ねた次第でございまして、その結果委員会が昭和二十四年三月に鉱業法改正の方針について、当時の商工大臣に対し答申を行つたのであります。通商産業省におきましてはその答申を基礎といたしまして法案を作成し、各方面の折衝を行いました上、この法案を提出いたしました次第でございまして、尙審議の経過、その間の各方面の意見につきましては、お手許に差上げました資料で御覽を願ひたいと思ひます。

○理事(結城安次君) 更に續いてお尋ねいたしますが、本法案中第三條の法定鉱物、いわゆる追加鉱物についてでございます。この七種の追加鉱物を法定鉱物とした必要性はどこにあるんでございましょうか。又如何なる見地からこの七種に限定したものでございましょうか。又追加物を追加することは憲法第二十九條の財産権不可侵の條項との関係はどうでございましょうか。

○國務大臣(横尾龍君) お答えいたします。今回鉱業法に追加を予定いたしております七種の鉱物は、いずれも今後我が国の重工業、化学工業等の原料といたしまして欠くべからざるものでございまして、今後ますますその事業の増大が予想されますので、それによつて七種の鉱物を加えたのでございまして、現在の法律の保護がなかつたに、事業の実施の面でいろいろ支障がございまして、これらを鉱業法上の鉱物といたしまして、鉱業権に基いて安心して事業を営むことができるようにすると共に、保安の面、その他についても必要な監督権を行うことにして、事業の健全なる発達を図りたいというのでございまして、そして公共の福祉を増進することに寄與したいと考えてるのでございまして。

又追加物の追加が憲法第二十九條に反しないかどうかという点につきましては、委員会において學者間で検討せられ、且つ法務府においても審議されたのでございまして、我が国におきましては、従前から未採掘の鉱物は国のものとされていたものであつて、それらうち、その時代の経済的、技術的な状態において必要なものを鉱業法上の鉱物として指定しているものであつて、今回の追加も、従来から国に属していな

て、憲法の保障する個人の財産権を侵害するものではないとされたのでございます。

○理事(結城安次君) 第三点といたしましては、既存の採掘権は期限附となつておりますが、それと同じく憲法第二十九條との関係についての説明をお願いいたします。

○説明員(徳永久次君) 多少法律的問題でございしますから私から御説明申し上げます。

現行の鉱業法によりますれば、採掘権は無期限のものに相成つております。それを新法では一応期限を設けまして三十一年といふことにいたしました。但し採掘権の対象になつております鉱物につきましては、それが残つておる際には三十一年の期限が来まして又延長して三十一年継続できる。ただ一回限りではございせん、二度でも三度でもできるというふうな仕組みにいたしてあるわけでございます。併しなから一応無期限でありますものを三十一年で切るといふことは、一つの制限になるわけでありまして、それが憲法二十九條の財産権の侵害にはならないか、或いはそうならない保障はないのか、或いはかといふ御議論が一応出るかと思はれるのでありますが、この点につきましては私共も法制局その他も十分御相談上げたわけでありまして、その解釈は憲法で保障いたしてあります財産権といふものの保障といふものも、御承知のごとく公共の福祉に適應することといふ一つの制約で、法律によつて制約もあることでありまして、鉱業の合理的な開発という面から考えまして、或る一定の通常適当と思はれる期間といふものを設けて、そ

の際に又再検討して、更に延ばす必要があるかどうかといふようなことを審議するのはいかゞいふものではないかと考へておられます。新法が作られたわけでありまして、そういうことから考へまして、又更にそれは或る特定の人のみに限つて制限するわけではございせん、鉱業権全体をそういう仕組

のものと変へるといふことでございします。この点から特定の個人に不利益を與へたとしますなら賠償等の問題が起るわけでありまして、この全部をさうな扱いにしますことは、憲法の趣旨にも反しなく、特定の人のみ不平等に扱ふわけでもございせん、賠償の必要もないのではないかと、併し更に考へておるわけでありまして、併し更に又實質的に申しまして、一応新法の書き方が制限的のようには見えませんが、實質的に御了解頂きますならば、鉱業権そのものの価値が存する限りにおいては繰返し継続し得るという趣旨になつておるわけで、感じは制限のごとく見えますが、實質的には制限でないといふふうな御了解頂けるのではないかと、いふふうな考へておるわけであり

○理事(結城安次君) 第四点といたしましては、御承知のごとく現行の鉱業法の中には、御承知のごとく現行の鉱業法の中には、御承知のごとく現行の

○説明員(徳永久次君) 租鉱権制度につきましては、御承知のごとく現行の鉱業法の中には、御承知のごとく現行の

によく見られます。残炭の採掘といふようなことを行いますためには、いわゆる近代の鉱業の形態でやるよりも、むしろ局地的な部分を採掘するために小規模な形で掘ることのほうがむしろ経済的でもあるといふようなことから、炭鉱として斤先掘といふのが古くから行われておるわけでありまして、石油につきましても共同といふような似たような慣行があるわけでありまして、明治三十八年にできました現行法は、それを禁止しておりますが、現実にさうな慣行が存在し、存在するだけの合理的な理由があるといふような点、及び戦時中には鉱物を極度に増産しなければならぬといふような関係から、過去にありました慣行を本として、それを法律的に承認いたしまして、増産のために戦時立法といたしまして、重要鉱物増産法、或いは石炭炭業権等臨時措置法といふような形で、別に鉱業権の使用権といふような形におきまして、これまで臨時的なものとして法制上は認めておつたのであります。それで今回の鉱業法の全面的な改正をいたします際に、その戦時中でありました使用権といふものをどうするかといふことが、問題に相成つたわけでありまして、戦時中でありましたような鉱物の急速な増産のために、その基本法である鉱業法に認めていなかったといふ御議論と云ひますか、そういうものの法的制約を制度化する必要、増産のためにいふ要請はともかくとして、實際問題としてそれを認めて行く十分合理的な理由といふものがあるのではないかと、いふことに皆様の研究の結果落着きまして、それを新法の中に、恒久法であり、まする鉱業法の中に取入れることにい

たしたわけでありまして、結論的には最初に申しましたごとく過去の慣行の中にありますことは、残炭とか或いは薄層とか、そういうものの採掘のために、はむしろこれを認めたほうが、地下資源を合理的に経済的に掘り出すために適当な効果を挙げるといふふうに考へておるわけでありまして。

○理事(結城安次君) 続いて第五点といたしましては、本法案を施行いたします場合には、全面的に実行いたします場合には、他の産業と鉱業といふものの壁障が各方面に出やせんかと思ふのですが、その調整方法について何かお考へがございしますか。

○説明員(徳永久次君) この鉱業と外の産業との壁障の調整につきましては、現行法もその点を或る程度……、實際におきましては相当十分に考慮いたしておるわけでありまして、ただ法の文言に現れておるものは、たゞ法では非常に昔の法文といふものは簡潔に表現してありますので、この点は十分出てないわけでありまして、新法におきましては、鉱業権の設定、或いは鉱業の施行その他につきましては、他産業との調整を十分に図つてでなければならぬのだといふ趣旨を文言の上においてもはつきりいたしましたし、尙更にこれは根本的に現行法と違ひますと申しますか、全然新たな構想がとられておるわけでありまして、と申しますのは、例えば或る地区に鉱業権を設定いたしました場合に、それによつて影響を受けます農林業とか、或いは林業とかいふような面に従事しておられる人から、これはそこに鉱業権が設けられる場合には、こゝろに重大な影響を受けるといふような、いわゆる苦

情のある場合があるわけでありまして、そういう苦情を考慮いたしますために、土地調整委員会といふような制度を設けることに相成つております。これは内閣へ設けられます委員会でございますが、その委員会がいれば、鉱業権を主管いたしております通産省系統の役所が鉱業と外の産業との関係といふものを考へることは、まあ一口に言ひまして、いわば偏頗な判断になる虞れもなきにしもあらずといふようなことから、そういうものに判断させないといふ趣旨で内閣へそういう委員会を設けまして、どこにも、通産省にも関係ない、或いは外の産業を主管しております農林省その他にも関係ない、全然中立的な不偏不黨の委員会といふ形にしまして、そこにさういふ苦情が出ました場合に、それを公正に判断するといふような建前をとつたわけでありまして、これはこの法案の大きな特色の一つにも相成つておるわけでありまして、その他細かい点といたしまして、鉱業権等の設定等に対しまして、通産局長は府県知事と協議いたしまして、都道府県知事からその意見を聞くといふようなことも考へておられますし、又地表鉱物、地表の近い部分を採掘いたします鉱物につきましては、土地所有者の御意見もお聞きしましてその判断の材料にするといふ御議論が、いさゝかいたして、鉱業及び他産業との調整に遺憾のないように、できるだけのことをするにとり新法に組立てたつもりでございます。

○理事(結城安次君) 続いて第六点は、鉱害に関するものであります。本法案に謳われております鉱害対策としては、いわゆる当事者賠償主義を

とつておりますが、これはどういふ根拠によつてでありますか。

○説明員(徳永久次君) これは当事者賠償主義をとつておりますのは、御承知のごとく、或る危害を與へた場合に、被害者はそれによりまして当然に受けました損害の完全な賠償を受ける権利を持つてゐるわけでありまして、又加害者側であります。被害者は、害を與へた原因者でもありませんので、その損害を與へました行為によりまして半面或る利益を受けておるわけでございます。その当事者、利益を受けた者と損害を受けた者がその損害につきましての話し合ひをきめるといふことが、法律の仕組みとして當然に理論的にその相成るわけだと思ふのでございまして。ただ鉱業につきましては、鉱害が当事者側の被害は或る程度十分にカバーされたとしても、被害を受けたまます物件が土地でありますとか、いろいろなことに相成りまして、これが国土の利用価値というやうな面から、その被害を受けた個人として、受けました損害を経済的な限度においてカバーされたといつたとしても、失われまして何と申しますか、国土の生産力、或いは利用価値と申しますか、そういうものにつきましては、尙若干問題が残るというとも考えられるわけでございます。その限度におきまして、場合によりまして国土の総合利用の見地から問題を若干残しておきますけれども、併し限度といつたしまして、鉱業を行ひまして相手方に損害を與へたという場合に、鉱業権者にどれだけの責任を負ふべきであるか。被害者にどれだけの限度の請求権を與へるかというやうな見地から、こ

の法的な範囲についてもきめまして、当事者におきましてその話し合ひをつける基準を定め、それによりまして紛争が話し合ひで解決いたしません場合に、いわゆる民事訴訟事件として司法的に裁判所によりまして、最終的に解決されるというやうな仕組みに相成る基準を定めるといふ建前を採つたわけでありまして。

○委員長(結城安次君) 續いて第七点も同じく鉱害の賠償に關する問題であります。が、鉱害の賠償には金銭主義と又原状回復主義という二つあります。が、今回は金銭賠償主義を主に、原状回復主義を従にしておるようでございます。その理由はどうですか。又いわゆる打切り補償といふことを公認したことは被害者が非常な困窮化する要因を誘発することに対する懸念はございせんか。

○説明員(徳永久次君) 鉱害賠償の原則につきまして、金銭賠償主義をこの新法はとつておるわけでございます。が、これを原状回復を主にしたいといふではないかというやうな議論は、被害者側からもしばしば出ることもあります。又この審議会でも、先ほど大臣が御説明申し上げましたが、関係学者、関係各省、関係業界、すべてを網羅した審議会でも随分と熱心に議論された問題であるわけでありまして、併しながら結局新法のごとく原状回復の原則を採ることには不適当であらうといふことに相成りましたわけでございます。その趣旨を簡単に申し上げますと、一つは原状回復といふことの義務を鉱業権者に負わせるといふと、鉱業にとりまして余りに大きな責任を課することに相成るのではないかと、こ

とが根本の原因であります。これはまあ簡単な例で申上げますと、或る土地におきまして一石の米がとれる農地があるといつたしまして、それが土地の陥落等によりまして八斗しかとれなくなつたといふやうな場合に、耕作者といつたしましては簡単に申しますれば二分の損害を受けたといふやうなことに相成るわけでございます。その二分分の損害の程度といふもの、これを金に換算いたしまして幾らに相成りまするか、そう大きな額でないわけでございます。そのから、その限度におきましては明らかに農民が経済的な損害を受けましたので、その損害を與へました鉱業権者にその限度において賠償の責任を負わしめるといふことは、法の公正といふ点から申しまして当然のことであると思はれるのであります。併しながらその陥落いたしました土地の生産力を再び前の通り一石とれるやうな土地にするといふことにいたしました場合には、通常の場合その二分分に要する経費の数十倍のものも要するといふやうなことが例でございまして、そういう重い負担を鉱業権者に負わしめるといふことに相成りましては、事実問題として鉱業がその負担に耐えかねて、鉱業自体が行へないといふやうに相成る虞れも非常に大きいわけでございます。鉱物地下資源を掘り出します鉱業の国民経済上に大事なこととは申上げてもいいことではないわけでありまして、法の建前としては、被害者が受けました損害の限度を補償させるといふのが考え方の筋道になるべきものであつて、それよりも数倍の費用を要する原状回復といふものは、與へました損害を償ふ途として、一つの方法ではござ

います。が、片方に非常な負担をかけるといふことに相成るので、適当じやないんじやないかといふことに相成つたわけでございます。それが一番基本的な問題でございますが、細かく申しますれば、実情によりまして鉱害の突態から原状回復の必要のない場合、或いは行いがたいやうな場合もございまして、新法におきましては原則として金銭賠償といふことにいたしましたのであります。ただ例外といたしまして金銭賠償を原則とするが、原状回復をするのが金銭賠償によりましてより、そう大きな費用を要しないできるといふやうな場合には、原状回復の請求権といふものを被害者側にも認めておるわけでございます。まあこの新法に織り込んであります原則、両者間の調節の仕方といふものが公平に見まして被害者及び加害者の責任及び請求権の範囲といふものを定めたものとして、妥協なところではないかといふふうに考へておるわけでございます。それから只今お尋ねがございました第二点の、打切り補償という制度を認めたことが被害者側にとりまして、むしろ弱い被害者にとつて不利益なことをされたのではないかと、いふやうなお尋ねの点でございますが、この点は実はむしろ我々といつたしましてはどちらにも偏して作つたつもりでもないわけでありまして、現実には只今の例で申しますれば、一石とれる地が八斗にしかならぬといふやうな場合でしたら大したこともございせんが、全然田が陥没いたしましたして、殆んど利用価値がなくなつたといふやうな場合に、年々それによつて収益を上げておつた農民が耕作の利益を失つた。過去において得て

おつた額といふものを年々賠償するといふやうな仕組みを、いたずらに毎年継続して行くといふことが、まあいわけ農民の立場といたしましては、仕事もなくておつたといふ賠償金だけ貰つて年々暮しておるといふことは、必ずしも本意とするところではありません。で、場合によつてその賠償金をまゝめて貰つて、それを元手といたしまして適當なやり甲斐のある仕事を他に見つけるといふやうなことも、農民の側からも要求されることが当然に予想されるわけでございます。又そういう要求といふものも十分理由のあることだと考へるわけでございますが、そういう際にそのことが被害者側におきまして合理的に捌きのつくといふことを考へたほうがいいのじやないか。現実にはそういうことも或る程度行われておりますが、現実問題といたしましてこの打切り補償のいわば対抗要件と申しますか、そういう点が不明確であります。ために、両当事者がそれを希望しながら、法律的な裏付けが不十分のために円滑に行われぬといふやうな憾みが過去においてあつたわけでありまして、その点を何とか合理的に解決することとくしやうではないかといふことで、新法におきまして或る程度の対抗力といふものを置くことにしたわけでございます。対抗力と申しますのは、或る土地につきまして打切り補償をいたしました場合に、簡易な登記制度を定めまして、それにおきましてこの土地はこゝういふことになつてゐるのだといふことをはつきりすることにいたしました。その土地を譲り受けた人が不測の損害を受けたりしないやうにといふやうな途を考へることにはいたしたわけ

五

あります。そういう途を開くことによりまして、両当事者間に合理的に打切り補償が行われるということにいたしましたわけでありまして、従いましてこの制度は被害者側の、弱い人の立場に不利になるといふことは、審議会におきましても、御承知のように農林省その他の関係官も出ておたのであります。局長、次官も出ておられたわけでありまして、全然そういう不安を持つておられたわけではございません。ただ、今お話のごとく、打切り補償という制度を定めましても、経済界の変動によりまして、その打切り補償とか、年々の賠償額というものは適当でないというふうなことで変化を生ずることもございますので、その際には状況の変化によりまして一旦定めました額というものが不適当と相成りました場合には、修正できるというふうな定めてあるわけでございます。

○理事(結城安次君) 第八点といたしましては、土地調整委員会でありまして、土地調整委員会設置法がまだ提出されておられませんので、はつきりいたしておりませんが、本法案中においては、右の委員会が相当重要なポストを占めておるようになっていますので、政府は右委員会についてどういふ構想を持つておられますか、その概要をちよつとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(徳永久次君) 実は土地調整委員会は私のほうが主管いたしておりましたが、法務府のほうでお願いすることに相成つておるわけでありまして、併しながらこの鉱業法と密接不可分な法案でございますので、私共御一緒に相談にあずかりながら作り上げておるというふうな関係でございます。実

は今日法務府の局長がお見えになるはずでございますが、司令部と呼ばれたような事情で急に出られぬからというお話でございましたので、私代りまして簡単に経過を申し上げたいと思ひます。この法案につきましては、只今委員長から御指摘ございましたように、まだ国会に提案いたされておられません。只今までの審議の経過を申し上げますと、司令部と相当細かい打合せをこの休会中に行ひまして、この細目の事前折衝が相済みまして、実は昨日の閣議にかかりまして、それによりまして政府案の最終案という形で司令部に提案されるはずに相成つておるわけでありまして、昨日閣議決定が行われまして、たことでございますので、まだ司令部には届いていないかと存じますが、一兩日の間に司令部へ届きまして承認の手続を経るといふことに相成ると考えます。お手許に一応参考書類といたしまして要綱が配り申上げてあるはずでございますが、これは対司令部関係におきましては、私共前国会の際に司令部と相談いたしました際の状況から見まして、又その後の法務府が折衝いたしておられます模様をお聞きしておる点から見ても、殆んど原案通り承認が頂けるものと思ひますので、お配りいたしておきますものが正式に出ます場合にはそつと變つて来るというふうなことはないものと了解いたしておるわけでありまして、この委員会でもいろいろことをやりますか、又どういふ組織になつておられますかという点でございますが、これは先ほどもちよつと触れましたように、この委員会を作り出した趣旨というものは、鉱業或いは採石業と他産業すなわち農業なり

林業なり、その他水産業、或いは一般公益というものの調整を公正に図るというために、それらの産業に利害關係を持つておらない役所を作つて、そこで判断さすといふことが適當であらうといふことで設けられる委員会でございます。公正取引委員会とか、その他戦後似たような形の委員会がいろいろできておられますが、性格はさうな委員会と似たようなものでありまして、ただ内閣の總理府の外局として設けられまして、委員長一名と委員が四人、五人の委員を以て構成される。その委員長及び委員につきましては内閣の總理大臣が両議院の同意を得てから任命するといふようなことになつております。委員会には簡素な事務局を置きまして、事務局長以下二十名に相成つております。先ず小じんまりとスタートして行くといふことになつておるわけでありまして、この委員会の権限に属せられております事項と申しますのは、一種の純司法的な権限が主になるわけでございます。中身の主な点を申上げますと、一つは鉱区の禁止地域といふものを指定したり……

〔理事結城安次君退席、理事古池信三君委員長席に着く〕
それを解除したりする権限は、この委員会が持つことに相成つておるわけでありまして、現行法によりましては鉱業を行いますに不當な場所、例えば貯水池の下といふようなものは鉱業権の出願がありましても、認可しないといふような運用はとつておられますが、これを只今のところは運用上の内規的なものでやつておるわけでありまして、それをこの土地調整委員会というものが公平に判断いたしまして、はつ

きりとことここ、この地域は禁止いたしますといふようなことを指定する。それが一つの大きな仕事、それから第二のグループに相成ります。それは、鉱業法によりましては鉱業権なり採石権の設定とか、或いは鉱区の増減等につきまして出願者から異議が出る場合がございまして、或いは又鉱業のため、或いは採石業のための土地の使用とが収用につきまして、鉱業或いは採石業の關係を扱う使用者から異議が出る場合がございまして、そういう方々からの異議が出ました場合に、第三者の立場におきましてそれを公正に判断して、どちらが正しいかといふことを裁定するといふような仕事をすることに相成つておるわけでありまして。

○理事(古池信三君) それでは引續いてお尋ねを申上げたいと思ひます。第九番目といたしまして本法案と関連する他の法律との關係、即ち鉱業法と採石法案及び鉱山保安法、土地収用法等のこれらの相互關係につきまして御説明を願ひたいと存じます。

○説明員(徳永久次君) 鉱業法と採石法は非常に建前が違つておるわけでありまして、両法は、事業は地下の資源を開発するといふための法律ではございまして、が、鉱業権につきましては日本の現行鉱業法の前には日本鉱法といふものが明治の初めにあつたわけでありまして、それ以来の原則を取つており、又国家の法制がそつとありますが、鉱物といふものは、すべて鉱物に対する支配権といふものは国で持つておるのであるという原則の下にできておるもので、それをどういふ人に、どういふ條件で與えるか。又やる人はどういふ義務があるかといふようなふうに作られ

ておるわけでありまして、それから採石法のほうは、これは全然それとは異なりまして、地下の資源といふものは土地所有者の所有権の内容をなすものを、それを石を掘りたいといふ人に契約できるのだといふ仕組に相成つておるわけでございます。ただこの採石法を作り出した趣旨は、その契約が非常に不安定な状況にございまして、これを一種の土地の使用権として、はつきり認めるということに、所有権と似たような扱いを認めることにしたのが主眼であります。そうしますと例外的にこの採石権の設定につきまして国が関與し得る。こういうふうなことにしたことであります。相当根本的な立場といふものは鉱業法、採石法といふものは性質も違ひますし、法の組方が全然異なつておるといふわけのものとございまして、ただ同じく地下の資源を開発するといふような仕組でございますので、事業に対する監督につきまして若干の取締といふことが必要になつて参るわけでありまして、鉱業法につきましては鉱山保安法といふような嚴重な法律を設けまして、この義務を定めておるわけでありまして、採石法につきましては特別なさうな法律といふものは用意しておりません。これは別途危害予防の見地から労働省におきまして、他の工場法等においてやつておるわけでありまして、それから保安法等の關係では、鉱業法と保安法等の關係は、これは鉱山保安法と申しますのは終戦後別個の法体系になつたのでありますが、これは元々鉱業法の中にありましたが、これは元々鉱業法で、これを独立させまして別な法体系

といたしまして、これは対司令部関係におきましては、私共前国会の際に司令部と相談いたしました際の状況から見まして、又その後の法務府が折衝いたしておられます模様をお聞きしておる点から見ても、殆んど原案通り承認が頂けるものと思ひますので、お配りいたしておきますものが正式に出ます場合にはそつと變つて来るというふうなことはないものと了解いたしておるわけでありまして、この委員会でもいろいろことをやりますか、又どういふ組織になつておられますかという点でございますが、これは先ほどもちよつと触れましたように、この委員会を作り出した趣旨というものは、鉱業或いは採石業と他産業すなわち農業なり

きりとことここ、この地域は禁止いたしますといふようなことを指定する。それが一つの大きな仕事、それから第二のグループに相成ります。それは、鉱業法によりましては鉱業権なり採石権の設定とか、或いは鉱区の増減等につきまして出願者から異議が出る場合がございまして、或いは又鉱業のため、或いは採石業のための土地の使用とが収用につきまして、鉱業或いは採石業の關係を扱う使用者から異議が出る場合がございまして、そういう方々からの異議が出ました場合に、第三者の立場におきましてそれを公正に判断して、どちらが正しいかといふことを裁定するといふような仕事をすることに相成つておるわけでありまして。

といたしまして、これは対司令部関係におきましては、私共前国会の際に司令部と相談いたしました際の状況から見まして、又その後の法務府が折衝いたしておられます模様をお聞きしておる点から見ても、殆んど原案通り承認が頂けるものと思ひますので、お配りいたしておきますものが正式に出ます場合にはそつと變つて来るというふうなことはないものと了解いたしておるわけでありまして、この委員会でもいろいろことをやりますか、又どういふ組織になつておられますかという点でございますが、これは先ほどもちよつと触れましたように、この委員会を作り出した趣旨というものは、鉱業或いは採石業と他産業すなわち農業なり

きりとことここ、この地域は禁止いたしますといふようなことを指定する。それが一つの大きな仕事、それから第二のグループに相成ります。それは、鉱業法によりましては鉱業権なり採石権の設定とか、或いは鉱区の増減等につきまして出願者から異議が出る場合がございまして、或いは又鉱業のため、或いは採石業のための土地の使用とが収用につきまして、鉱業或いは採石業の關係を扱う使用者から異議が出る場合がございまして、そういう方々からの異議が出ました場合に、第三者の立場におきましてそれを公正に判断して、どちらが正しいかといふことを裁定するといふような仕事をすることに相成つておるわけでありまして。

といたしまして、これは対司令部関係におきましては、私共前国会の際に司令部と相談いたしました際の状況から見まして、又その後の法務府が折衝いたしておられます模様をお聞きしておる点から見ても、殆んど原案通り承認が頂けるものと思ひますので、お配りいたしておきますものが正式に出ます場合にはそつと變つて来るというふうなことはないものと了解いたしておるわけでありまして、この委員会でもいろいろことをやりますか、又どういふ組織になつておられますかという点でございますが、これは先ほどもちよつと触れましたように、この委員会を作り出した趣旨というものは、鉱業或いは採石業と他産業すなわち農業なり

にしてあります。その中に定め
ておきますことは、人命に対する危害
の防止とか、或いは鉱物資源の保護、
施設の保全、鉱害の防止というような
四つが中心に相成りまして定めてある
わけでありまして、元々鉱業法と鉱山
保安法とは非常に縁の深い法律でござ
います。独立はいたしましたがもの
の、若干相互の関連があるわけござ
います。

その第一点といたしましては、鉱業
をやります場合の施業案というものが
最初に認可を要することに相成つてお
りますが、これは施業案自体というも
のが山の開発の、いわば基本的プロ
グラムである、設計書であると同時に
、鉱山保安の基本的な面に触れてい
るということにも相成りますので、
その施業案の認可は、地方に鉱山局を
置きまして、それと保安監督部と連絡
協議の上で認可をやるということにも
相成つておるわけでありまして。

〔理事古池信三君退席 理事結城
安次君委員長席に着く〕

それから保安法において定めており
ます重要な責任があるわけでありま
すが、そういう責任に違反しました場
合に、保安法で取締るというだけでな
しに、その重大なる場合におきまし
て、鉱業権を取消すというようになす
と必要と相成つて参るわけでありまし
て、そういう点が、母法でありまし
ところの鉱業法の中に触れているとい
うことに相成つておるのであります。

次に土地収用法との関係を申し上げます
と、土地収用法は土地の使用又は収
用について一般法でございまして、
公共の利益となる事業のために他人の
土地を使用又は収用する手続を定めて

おります。土地収用法では土地収用を
行うことができる事業を列記しており
ますが、それ以外に他の法律で他人の
土地を使用、収用できることにしてい
る法律が相当にあるのでありまして、
鉱業法におきましても鉱業という事業
が国民経済的に重要な事業であること
と、鉱物のある所で事業を行わなけれ
ばならないという特殊性があることに
かんがみまして、鉱業目的のために他
人の土地を使用、収用することにし
ておるわけでございます。土地収用法
以外の法律で土地の使用、収用を認め
ます場合に、手続をその法律自体に書
いておる場合と、土地収用法の手続に
よるものとしておる場合とがございま
すが、この法案では原則として土地収
用法によるものとしておる。ただ事業
の認定を通産局局長の許可で代える
ことにしたと、関係者に不服がある
場合に土地調整委員会の裁定を求め
られることにしたという二つの点にお
いて、鉱業の実状及び法の内容に即し
て一般法の例外を設けたことになつて
おります。

○理事(結城安次君) 次に採石法案に
ついて御質問いたします。

第一に採石権設定について、通産局
長と都道府県知事との権限、処分、及
び両者の関係について明確にいたして
置きたいと思ひます。

○説明員(徳永久次君) 採石法を府県
の所管にしないで通産局の所管にいた
した趣旨のお尋ねがあつたのでありま
すが、採石業と申しますのは、採石権
の性質の根本は先ほど申しましたこと
く、国が與えるものではないに、土地
所有者との話し合いで行われる仕事であ

るわけでありまして。併し事業の態様と
いうものは或る程度鉱業に似ている点
があるわけでありまして。そういう点か
らの指導助成という面を考へて見まし
ても、鉱業につきましては過去におき
まして、すべて特殊の専門業務としま
して、通産省の特別の官庁が地方に設
けられておつたのであります。そうい
う関係から見まして、府県に委すより
も通産局に委したほうがよりよい指導
助成ができるというのを考へたわけ
であります。

それから第二点といたしましては採
石権につきまして、場合によりまして
強制設定するという場合があるわけで
あります。そういうことにつきまして
強制設定と申しますか、いわば一種の
使用権に対する関與、公共的な立場か
らの関與ということに相成りますので
、相当慎重な扱いをいたしておるわ
けであります。その扱いをいたしまし
ては先ほどもちよつと御説明しまし
た土地調整委員会の承認があつて、初
めて通産局長が当事者に採石権の設定
を勧奨するといふような仕組みに相成
つておるわけでありまして。これは通常
採石法というものが当事者間に行われ
ます公共的な必要性に基づいて関與
するものの、その公共的な必要性によ
つて行つ場合の判断そのものにつきま
しても、通産局長の判断だけに任ずる
のも不適当であらう。それでは物足ら
ないといふようなことから土地調整委員
会といふものが新たにできまして、全
然特殊な、真相の判断に適した機関に
行わすわけでございます。そういう建
前をとりました点から見しても、ま
あそう申上げると何と申しますか、府
県の価値が低いというわけございま

せんが、非常に地域的に細分されてお
ります府県の判断、又通産局、全国
八つを担当しておりますその判断も不
適当であらうといふくらいに考へまし
て、土地調整委員会といふものの判断
によつておるといふような関係でもあ
りますので、まあこの法案の中で政
府が直接関與いたしますのはそこら
のところでありまして。あとは法的に両
当事者間の話し合いに任しておるよう
なことでございまして、そういう例外
的に行います場合の権限が問題になる
わけでありまして、その権限は土地調
整委員会の監督、承認を経て通産局が
行うといふような仕組みをとつてお
ります点に、まあ如何に法律的に土地所
有者の権利というものを、慎重に処置
しなければならぬかといふことを御
了解頂けるといふこと、そういう基
盤から考へまして、県に任ずるは適当
じゃないかといふかといふふうな面も
考へられるわけでありまして。又これは
業界の御意見としてはむしろ非常に小
分けされました県で扱われております
よりも、むしろもう少し広い立場で、
広く見ておる通産局長の所管を希望し
ておられるといふふうには私も了解し
ておるわけでありまして。仕事の性質が
仕事場、作業場が小さいと申しまして
も、やはり採石物の市場性その他の点
から申しまして、危険を超えた形にお
ける判断のほうに非常に大きく重点が
置かれるのではないかと申すことも
思われるわけでありまして。又土地収用
法等の関連等から見ても、より広
い立場から物を見る立場の、役所の所
管のほうは合理的じゃないかといふ
うに考へておる次第であります。

まして、採石法案の民主的な運営は法
的にどういふふうには保障されてお
るか、その点をお伺いします。

○説明員(徳永久次君) 採石法につ
きましては、実は国が関與しますのは非常
に少いわけでございます。先ほど述べ
ましたように石堀りの仕事、採石業
といふものは土地所有者と掘る人との
話し合いで定められるのを本筋として考
えております。その権利の安定だけを主
眼とした法律を作つて、ただ例外的に
採石権の設定の、いわば強制設定の規定
がこの法の中に織り込まれておるわけ
であります。その限度におきましてそ
の運用がいゆる官僚的に、権力的に
運用されるということがあつては甚だ
申訳ないこととございまして、その点
を極力民主的にやるという道筋を辿ら
なければならぬわけでありまして、こ
の法案の中におきましては、強制設定
をいたします場合といふものは、先ず
條件を非常に厳重に定めております。
そうしますと、通産局長の重大な判断
の余地といふものは相当少くされてお
ります。それは十六條に出ておるわけ
であります。それからこれを強制設定
いたします際に、通産局長は土地所有
者、それからその他の関係人に出頭し
て頂きまして、公開による公聴会を開
きまして、その必要があるかどうかと
いうことを定めるという手続を取つて
おるわけでありまして。そういう公聴会
等を開きまして、必要がありそうだと
いうことになりましたら、すぐにそれを
実行するわけではございませぬので、
先ほど申しましたごとく、あらかじめ
土地調整委員会の承認を得なければで
きないといふことにはいたしておりま
して、土地所有者の利益がむやみに権力

的に、狭い判断できめられることのないように十分の配慮をいたして行くつもりでございます。

○理事(結城安次君) 只今まで両案に對する私の質問に對して、大臣並びに鉱山局長から御説明がありました。御説明中でやわらかつたもの、まだ納得の行かないようなものがあるように思いますが、續いてやりますか、今日はこれで打切つてよろしいですか。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(結城安次君) 速記を始めて下さい。

それでは鉱業法案並びに採石法案については公聴会を開くということ、その手続その他は委員長にお任せ願つて置き、決定は又委員会にお諮りしてきめ、そういうふうにいいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(結城安次君) 御異議ないと認めます。それではさういたします。

次に本委員会におきまして、第八国会に引続き議院の承認を得て鉱業法案及び採石法案を継続審査いたし、又通商及び産業一般に関する調査を継続いたして参つたのでありますが、右の二件についてこの閉会中には審査或いは調査を終りませんので、この旨の報告書を議長に提出いたさねばなりません。それにつきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(結城安次君) それではさう取計ります。

それでは本日の委員会はこれで散会いたします。

午後零時二十六分散会

出席者は左の通り。
理事

委員

結城 安次君
古池 信三君
栗山 良夫君

小野 義夫君
上原 正吉君
島 清君

山川 良一君
高瀬 莊太郎君
駒井 藤平君

西田 隆男君

国務大臣

通商産業大臣

横尾 龍君

説明員

通商産業
政務次官

首藤 新八君

通商産業省臨時
通商業務局長

佐枝 新一君

資源庁鉱山局長

徳永 久次君